

さかの森林を守り育てるため、佐賀県森林環境税を活用し「さかの森林再生事業」を実施しています。

第4期
R5～R9事業

1 さかの森林採光事業

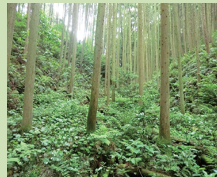
【概要】
県内一円の河川集水路などに残存する荒廃した人工林において、県が森林所有者に代わって通常よりも高い比率で樹木の一部を間引きする間伐を実施し、災害に強い針葉樹と広葉樹が混じりあった豊かな森林に誘導します。
また、樹木や間引きした木が流れ出す恐れがある箇所については、その除去等を行います。

【事業主体】県

【第4期の実績】事業量151ha

※【これまでの実績】事業量5,049ha

※これまでの実績とは、1～3期(H30～R4)までの実績。



間伐作業中 作業後

2 さが四季彩の森林づくり整備事業

【概要】
県による荒廃した人工林及び荒廃竹林などにおいて、郷土樹種の植栽及び保育を行います。

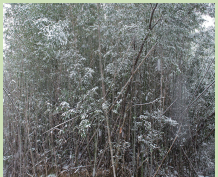
【事業主体】県

【第4期の実績】事業量60ha

里山再生タイプ
奥山再生タイプ

民家や農地周辺などの生活と密接に関わる里山エリアにおいて、荒廃した竹林などを伐採し、広葉樹を植栽します。

奥山地域のスギやヒノキの生育が不良な森林において、広葉樹林に誘導するため、小面積皆伐跡地に広葉樹を植栽します。



整備前 整備後

3 ふるさとの森林づくり事業

【概要】
市や町が行う荒廃した森林又はそのおそれのある森林の購入及び間伐や植栽・下刈などの整備に対し支援します。(森林の購入及び間伐・植栽への支援は、R6年度まで)

【事業主体】市町

【補助率】公有化1/2
公的整備10/10

【第4期の実績】事業量(公的整備)22ha

【これまでの実績】事業量(公的整備)926ha



4 県民参加の森林づくり事業

【概要】
荒廃森林の再生を目指して、県民自ら企画・立案し取り組まれる侵入竹の除去や広葉樹の植栽などの「森林づくり活動」を募集し、その活動を支援します。

【事業主体】※CSOなど

【補助率】10/10(上限額200万円/年・団体)

【活動例】人工林に侵入した竹の除去
広葉樹などの植栽など

【第4期の実績】団体数10団体

【これまでの実績】団体数191団体

※CSOとは、NPO法人などのほか、婦人会や老人会など地域で公共的な活動を行う団体の総称です。



ワークショップ



広葉樹の植栽① 広葉樹の植栽② 侵入竹の除去

5 未来へつなぐ宝の森林整備事業

【概要】
佐賀県を代表する自然環境の維持・保全のため、県、市町、CSOなどの協働により行う森林保全活動等を支援します。

【事業主体】県・市町・CSOなどで組織する団体

【年間事業量】57ha

【R5活動人数】8,460人



虹の松原の再生・保全活動

6 ふるさと木材利用拡大推進事業

【概要】
県産木材の良さやその利用意義について普及・啓発する木育活動や、木育指導者の育成などを行う意欲ある団体などを募集し、優れた活動にはその経費の一部を支援します。

【事業主体】県産木材を積極的に利用・PRする県内企業・団体(佐賀県産木材地産地消の応援団)

【第4期の実績】3団体



ものづくりフェア 木育推進員養成講座 木育ランド2023

7 森林所有者などが行う荒廃森林の拡大防止作業を支援次代へつなぐ森林再生事業

【概要】
地理的条件が悪い森林における搬出間伐や、収穫時期を迎えた森林において行う再造林・下刈などを支援します。

【事業主体】森林所有者など

【補助率】
間伐：定額・68%以内
伐倒・集積搬出：68%以内
再造林：18%以内、22%以内、54%以内
下刈：28%以内、32%以内、64%以内

【第4期の実績】事業量69ha

【これまでの実績】事業量798ha



8 さがの林業再生プロジェクト推進事業

【概要】
森林の現況調査や作業計画策定などの活動経費を支援することで、小規模で分散している森林を集約化し、森林整備の推進を図り、佐賀の林業の再生を目指します。

【事業主体】林業事業体

【補助率】定額

【第4期の実績】事業量68ha



事前調査 地元説明会

9 さがの森林再生推進事業

【概要】
さがの森林再生事業の紹介、事業計画・実績の公表、ホームページの運用管理など、広報媒体を活用してPRを行います。

【事業主体】県



佐賀県

ホームページでの情報提供

Facebookでの普及啓発「みんなで育てよう!さがの森林」で検索してください



佐賀県森林環境税の仕組み

さがの森林を県民みんなで支えていくため、県民と法人に広く負担していただく「県民税均等割」に上乗せする方法(超過課税)により納めていただいています。

納税義務者

- 個人 (その年の1月1日現在で) 県内に住所がある方
県内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷を持っている方
※非課税となる方
生活保護法の規定による生活扶助を受けている方、障がい者、未成年者などで前年の所得金額が一定額以下の方など
- 法人 県内に事務所または事業所を有する法人など

税率

- 個人 年額500円
(個人県民税均等割額の納税義務者が対象)
- 法人 資本金などの額の区分により1,000～40,000円が加算されます

課税期間 (第4期)

- 個人 令和5年度～令和9年度
- 法人 令和5年4月1日～令和9年3月31日の間に開始する事業年度分

税収規模

約2億4千万円(平年ベース)

税収の管理

基金により管理し、「佐賀の森林再生事業」に使いみちを限定します

